

びわこマラソンキッチンカー出店者公募実施要領

この要領は、びわこマラソンのゴール地点に出店するキッチンカー事業者を公募により選定するために定める。

1 募集の概要

(1) 目的

びわ湖マラソン 2023 のフィニッシュ会場（烏丸半島）内に設置するおもてなし広場においてキッチンカーの企画を募集し、ランナーや応援者などの来場者へのおもてなしに寄与する。

(2) マラソン大会の概要

大会名：びわ湖マラソン 2023

開催日：令和 5 年（2023 年）3 月 12 日（日）8 時 20 分スタート

コース：[スタート] 皇子山陸上競技場(大津市)、[フィニッシュ] 烏丸半島(草津市)

42.195Km（日本陸上競技連盟公認コース）制限時間 6 時間

(3) 募集内容

キッチンカー 10 区画（10 台分をいう。以下同じ）の企画提案

※ 9 区画以下による企画提案は認めない。

※ 同会場内に飲食物の販売を行うブーステント（簡単な火器による温めあり）が別に 10 者程度出店するため、それを踏まえて提案すること。

(4) 出店期間

令和 5 年 3 月 12 日（日）午前 10 時～午後 4 時

※ 主催者は天候等の事情に応じて出展期間を変更または中止する場合がある。

※ 実施時間は予定のため、変更になる場合がある。

※ 搬入および搬出時間は、出店者決定後に別途通知する。

(4) 出店場所

びわ湖マラソン 2023 のフィニッシュ会場（烏丸半島）※別添地図参照

(5) 来場予想（おもてなし広場）

約 10,000 人（ランナー 7,000 人を含む）

(6) 販売不可品目

・酒類

・びわ湖マラソン大会実行委員会事務局が不適切と判断する商品等

（大会開催の趣旨およびランナーや応援者のおもてなしの趣旨にそぐわない物）

2 出店料

1 区画につき 15,000 円 × 10 区画 = 150,000 円（税込み）

※ 出店料は出店者の決定後、主催者から出店者に対して請求する。

3 応募資格

本事業に出店いただける方は、次のすべての項目を満たす事業者、または当該事業者が所属する団体（法人格を有するものをいう以下同じ）もしくはグループ（以下これらを「事業者等」という）とする。

- (1) 滋賀県内に事業所を有し、移動販売車の営業であって上記開催日時にキッチンカー内で調理して食事を販売しようとする者
- (2) 草津市内での営業が可能となる食品衛生法等に基づく自動車営業の許可を受けている事業者の方。なお、当該事業を行うにあたり、関係法令を遵守し、必要な許認可等の手続きについては事業者の方の責任と負担で実施すること。
- (3) 出店業務に関連する法令等に違反して過去3年間処分を受けていないこと。
- (4) 過去3年間、食中毒の事故歴がないこと。
- (5) 加工品等の販売を行う場合は、営業許可等を受けた施設において製造し、適正な表示をすること。
- (6) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない方であること。
- (8) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない方であること。
- (9) 新型コロナウイルス感染防止対策について
 - ・本県の感染状況や国や県が示す基本的対処方針を踏まえ、業種別ガイドライン等の趣旨・内容を十分に理解・遵守し、感染症対策を徹底すること。
 - ・「感染予防対策実施宣言書」を掲示すること。

4 提出書類

本事業に出店を希望する事業者等は、次の(1)～(7)の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、提出すること。なお、キッチンカー10区画をまとめて1つの企画とする。

1区画ずつや9区画以下の申請は認めない。

- (1) 出店申込書（様式1）
 - グループの場合は代表者が提出すること。
- (2) グループや団体の場合は構成表（様式2）
- (3) 団体の場合は定款
- (4) 誓約書（様式3）
 - 団体の場合は当該団体のみ、グループの場合はグループ構成事業者全員分。
- (5) 企画提案書
 - 「5 企画提案書の内容」を踏まえて5部提出すること。
- (6) 自動車営業の許可証の写し（グループおよび団体の場合にあつては、(2)の構成表に記載したすべての事業者に係るもの）
 - 保健所等の許可等が必要な商品を取り扱う事業者は、必ず許可書を取得または届出等を行い、その写しを提出すること。
- (7) 火器配置図
 - ※加えて、火器等の使用について消防署への届出を行った場合は後日その写しを提出すること。

5 企画提案書の内容

- (1) 形式は、A4サイズとする。
- (2) 提出部数は、5部とする。
- (3) 1提案に10区画分の内容を記載すること。
- (4) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。

	項目	視点
ア	企画内容	・配置予定図、それぞれのキッチンカーのメニュー、価格の予定 ・キッチンカーのデザイン（イメージを含む） ・メニューや価格等における企画のねらい、意図等
イ	業務実施体制	・事業を実施する上での実施体制（従事人数等） ・当日の現場管理、安全管理の体制
ウ	滋賀らしさ	・企画の内容に滋賀県の特徴等を活かしたものがあれば当該内容。
エ	その他	・びわこマラソンを盛り上げるため、提案者の独自の工夫や取り組みについての提案がある場合は簡潔に明記すること。 ・出店実績等

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
令和4年12月27日（火）（必着）
 - (2) 提出先
「15 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。
 - (3) 提出方法
ア. 持参
イ. 郵送（記録が残る簡易書留郵便等をご利用ください）
ウ. 電子メール
 - (4) 電子メールによりご提出いただく場合のご注意
 - ・送信後、必ず、下記15の問い合わせ先へ電話をかけた着信確認を行うこと。
 - ・電子メールでご提出いただく場合の誓約書（様式3）や許可証等の写しについては、次のいずれかで送付すること。
 - ア. スキャナーで読み取ったデータ
 - イ. デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真（画像データ）
- ※電子メールによりワードやエクセルのデータをご提出いただく場合は、セキュリティ対策強化により、「.doc」「.xls」などの拡張子のファイルは自動削除されてしまうため、お手数ですが「.docx」「.xlsx」の拡張子またはpdfファイルにより送信をお願いします。

7 審査

(1) 審査方法

企画提案書等をもとに、実行委員会が設置する審査会による審査を経て出店者を選定する。

ア 審査会

当課において、3名の委員をもって設置する。提出された企画提案書等を、次の評価項目により総合的に審査する。

イ 評価項目および評価点

以下の表の項目について絶対評価で点数を付ける。

項目	審査の視点	評価点
企画内容	① びわこマラソンの成功に効果的な提案がされているか	15
	② 滋賀県の魅力を発信できる提案がされているか	15
	③ びわこマラソンの来場者が求める内容か	15
	④ メニューの内容、価格は適切か	10
	⑤ キッチンカーのデザインは適切か	10
運営状態	⑥ 10区画すべてを適切に、効率的に運営可能か	15
	⑦ 当日に想定される来場者数に対応可能か	10
	⑧ 安全管理は適切か	10

(2) 承認予定者の決定

上記審査会において、評点の最も高い者を、当該事業の出店予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

審査会で選定された出店予定者は、企画提案書等の内容について、当課と詳細な内容について協議を行い、双方の合意を得た上で、出店事業者として決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

8 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

9 審査に係る注意事項

- (1) 提出された書類については、加筆、追加、訂正、差し替え、削除等は原則として認めない。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募にかかる審査以外に利用することはない。

- (3) この公募に要する経費は全て各事業者の負担とする。
- (4) 採用した場合でも、過程において協議の上、その内容を変更することがある。

10 出店に係る注意事項

- (1) 会場に備え付けられたテント、発電機等をキッチンカーの営業のために利用してはならない。テント、発電機等が必要な場合は持参すること。
- (2) 審査結果通知後、企画書の内容の大幅な変更は認めない。ただしやむを得ない事情が生じたときは事前に実行委員会の許可を得て内容変更を行うことができる。
- (3) 業務ごみ（段ボール・梱包材等）はすべて持ち帰ること。また、飲食等で発生するごみ等は、店舗ごとにごみ箱等を各自で備え、ごみは回収のうえ、すべて持ち帰ること。
- (4) 衛生面に最大限の努力をし、事故や苦情等が発生しないよう心がけること。また、会内の清掃活動に積極的に協力すること。
- (5) 食中毒発生防止のための措置をとること。
- (6) 待機客の誘導等
待機客の列が生じた際には、ソーシャルディスタンスを確保したうえ、車両通行の障害にならないよう待機客を誘導すること。
- (7) テントの転倒防止
テントを設置される方については、風に煽られて転倒しないようテントの脚部を土嚢で固定するなどの措置を実施すること。なお、会場の地面はアスファルトとなっており、ペグ等を打つことはできない。
- (8) 出店者の権利を第三者に譲渡または転貸し、もしくは管理運営を委託してはならない。
- (9) 指定された場所以外で立ち売りまたは呼び込み販売をしてはならない。
- (10) 搬入搬出等は、イベント運営に支障をきたさないよう、主催者が指示する時間及び方法に必ず従うこと。
- (11) その他、イベント運営に支障をきたす恐れのある行為をしてはならず、円滑な運営のため事務局の指示に従うこと。
- (12) 出店者が次のいずれかに該当するときは、出店を取り消すことがある。
 - ・関係法令、本要領に違反したとき。
 - ・その他、主催者がイベント運営に支障をきたすと認めたとき。
- (13) 天災、新型コロナウイルス感染状況、その他の不可抗力によって継続困難となった場合、大会主催者の決定により開催を中止または中断することがある。その際に損害が生じた場合でも、主催者は責任を負わないものとする。

11 費用負担

事業運営に要する費用はすべて事業者負担とする。

12 火災予防

発電機など対象火気器具等（移動や持ち運びができる液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具）を使用される方は、消防署に届出するとともに、火災予防に関する指導を遵守すること。また、顧客のいる営業中は給油を控えるなど細心の注意を払うこと。

1 3 損害の賠償

事業者の方が第三者に損害を与えた場合、また第三者から損害を受けた場合、事故等があった場合は、直ちに県にその状況を報告し、事業者の方の責任において処理解決すること。びわ湖マラソン大会実行委員会事務局は、一切の責任を負わないものとする。

なお、過失による事故（食中毒等）に備え、損害賠償保険への加入を推奨する。

1 4 現金の管理

- (1) 物品の販売等で得られた売上金は、全額出展者の売り上げとする
- (2) 紛失・盗難・破損等について、主催者は一切の責任を負わないものとする。

1 5 提出先・問い合わせ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

びわ湖マラソン大会実行委員会事務局（滋賀県文化スポーツスポーツ課内）

MAIL : biwakomarathon@pref. shiga. lg. jp